

杉戸町みんなでつくるまちづくり支援金審査要領

(趣旨)

第1 この要領は、杉戸町みんなでつくるまちづくり支援金交付要綱第7条の規定に基づき、応募書類の提出を受けた事業（以下「応募事業」という。）の審査を行うため、必要な事項を定める。

(審査)

第2 審査は、書類審査とする。ただし、必要に応じて応募者とのヒアリングによる審査を行うことができる。

2 応募事業が審査員本人に関わりの深い団体であった場合、当該審査員は自主的に審査から外れるものとする。

(審査の項目及び方法)

第3 応募事業の審査は、審査項目及び方法を定めて行うものとする。

2 公益性の審査については、「不特定かつ多数のものの利益」を基本的な考え方とし、事業活動に伴う利益に関しては、事業活動の状況により次に掲げる区分のとおり適用する。なお、応募事業の内容において、公益性が事業の一部に認められる場合は、適用区分を「適」とする。

活動状況区分	利益区分	適用区分
不特定かつ多数のものの利益	社会全体の利益	適
特定の個人や団体の利益	私益	否
会員（構成員）相互の利益	共益	否

3 審査項目は、次のとおり定めるものとする。

【実現性】 応募事業が実現する可能性は。

【社会情勢】 類似する民間事業の有無及び競合は。

【必要性】 町に「新たなパートナーシップ」の担い手を創出するなどの付加価値を生み出すことが期待でき、町にとって必要な事業であること。

- 4 審査項目の審査は、次に掲げる区分により5段階評価を行うものとする。

区 分	評 価
評 価 で き る	5
やや評価できる	4
普 通	3
あまり評価できない	2
評 価 で き な い	1

- 5 事業採択については、次のとおり「採択」、「一部採択」、「不採択」のいずれか一つを選択するものとする。

区 分	評 価
事業内容において、特に問題がない場合	採 択
事業内容の一部に問題がある場合	一部採択
事業内容の全てに問題がある場合	不採択

- 6 審査は、次の手順により集計及び事業採択の判定を行うものとする。

応募事業ごとに審査評価表（様式第1号）により評価を行う。この場合、各委員は抽選により委員番号を取得し、審査評価表に委員番号を記入するほか、各欄に記入する。

応募事業ごとに審査評価表を審査集計表（様式第2号）にとりまとめ、委員の協議により、「採択」、「一部採択」、「不採択」の判断を、決するものとする。

評価報告書（別紙1）により、採択団体については共通コメントを、また、一部採択等団体には評価コメントを記入するものとする。

（審査結果の報告）

- 第4 応募事業の審査結果については、杉戸町みんなでつくるまちづくり支援金審査委員会設置要綱第2条第2号の規定に基づき、町長へ報告するものとする。（別紙2）

様式第2号

審 査 集 計 表

受付番号	公益性 の適否	審 査 委 員										合 計	事業採択	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
	適： 否：													採 択： 一部採択： 不 採 択：
	適： 否：													採 択： 一部採択： 不 採 択：
	適： 否：													採 択： 一部採択： 不 採 択：
	適： 否：													採 択： 一部採択： 不 採 択：
	適： 否：													採 択： 一部採択： 不 採 択：
	適： 否：													採 択： 一部採択： 不 採 択：

年 月 日

杉戸町長 様

みんなで作るまちづくり支援金審査委員会
会 長

杉戸町みんなで作るまちづくり支援金審査結果について（報告）

年度杉戸町みんなで作るまちづくり支援金応募案件の審査結果について、杉戸町みんなで作るまちづくり支援金審査委員会設置要綱第2条第2号の規定に基づき、別添のとおり報告いたします。